報告事項（４）

給水人口及び給水量の増加に伴う水道事業変更届出について

１　主　旨

水道事業の運営にあたっては、水道法に基づき厚生労働大臣の認可が必要であり、認可された内容に変更が生じる場合は、変更認可または届出が必要になる。

本市では、平成 29 年 3 月に計画給水人口及び計画給水量を変更する届出を行ったが、給水人口が見込みより増加したこと、また、それに伴い給水量が既に届出値を上回った年があることから、再度給水人口及び給水量を推計し直し、令和 3 年 3 月に変更（水道法第 10 条第 3 項及び同法施行規則第 7 条の 2 の規定に基づく「事業の変更の認可を要しない軽微な変更」）の届出を行ったもの。

２　届出の内容

- 計画給水人口について、既届出値の 611,700 人から 637,900 人に変更。
- 計画給水量について、計画一日平均給水量を 172,600 ㎥から 176,900 ㎥に、計画一日最大給水量を 192,700 ㎥から 195,600 ㎥に変更。

３　条例改正

厚生労働省への変更届出に伴い、「川口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」（昭和 41 年条例第 61 号）の一部改正を行ったもの。

（参考）

「川口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」新旧対照表

改　正　後	改　正　前
（経営の基本） 第３条　（略） ２　水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。 （１）給水区域は、川口市全域とする。 （２）給水人口は、<u>６３７，９００人</u>とする。 （３）１日最大給水量は、<u>１９５，６００立方メートル</u>とする。 ３　（略）	（経営の基本） 第３条　（略） ２　水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。 （１）給水区域は、川口市全域とする。 （２）給水人口は、<u>６１１，７００人</u>とする。 （３）１日最大給水量は、<u>１９２，７００立方メートル</u>とする。 ３　（略）

（下線は改正箇所）